

【資料2】

黄金っ子応援プラン

(沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)

子ども・子育て支援新制度

- 国は、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、平成24年8月に子ども・子育て支援法等、子ども・子育て3法を制定し、子ども・子育て支援新制度を創設。
- 子ども・子育て支援新制度は、平成27年度開始。国は、消費税増税分による恒久財源を確保し、量の拡充・質の向上を図ることとしている。
- 市町村は、制度の実施主体となり、県は国とともに財源の支援や、社会的養護等専門性の高い技術的な支援を担う。
- 子ども・子育て支援法により、市町村、県は教育・保育の提供体制を確保するための計画策定を義務づけられている。沖縄県にとって、「黄金っ子応援プラン(沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)」は、同法に基づき策定する計画。

■ 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

- ・幼稚園・保育所・認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付）の創設
- ・小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設

■ 地域における子育ての支援の充実

- ・地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ、一時預かり事業等の「地域・子ども子育て支援事業」の充実

■ 財源を確保し、量の拡充・質の向上

- ・消費税率10%への引き上げが延期されたが、国は、新制度の実施に伴う量の拡充や処遇改善等による質の向上を図ることとした。

黄金っ子応援プラン (沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画) の概要

○ 名称

全ての子どもを「黄金っ子」と位置づけ、0歳～小学校低学年(8歳)までの年代を中心とした子どもと、その保護者の子育てを応援する計画としてこの名称とした。

○ 性格

沖縄県における、平成27年度から5年間の子ども・子育て支援の基本方針となるもの

○ 目的

- 質の高い教育・保育の計画的な提供体制の確保
(市町村計画に基づき、必要な量の見込みと提供体制の確保方を設定)
 - 平成31年度末までの待機児童解消 等
- 幼稚園教諭及び保育士等の人材の確保及び資質の向上
 - 約3千6百人の保育士の確保 等
- 専門的な知識及び技術を要する支援
(社会的養護、ひとり親家庭等支援、障害児・発達障害児支援 等)

○ 基本的な視点

- 子どもの最善の利益の尊重
- 未来を担う子どもの健やかな成長と子育ての支援
- 市町村との協働による乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保
- 乳幼児期の教育・保育を担う人材の確保と資質の向上
- 社会的な支援の必要性の高い子どもと家族への適切な支援
- 県民協働による子ども・子育て支援体制の構築

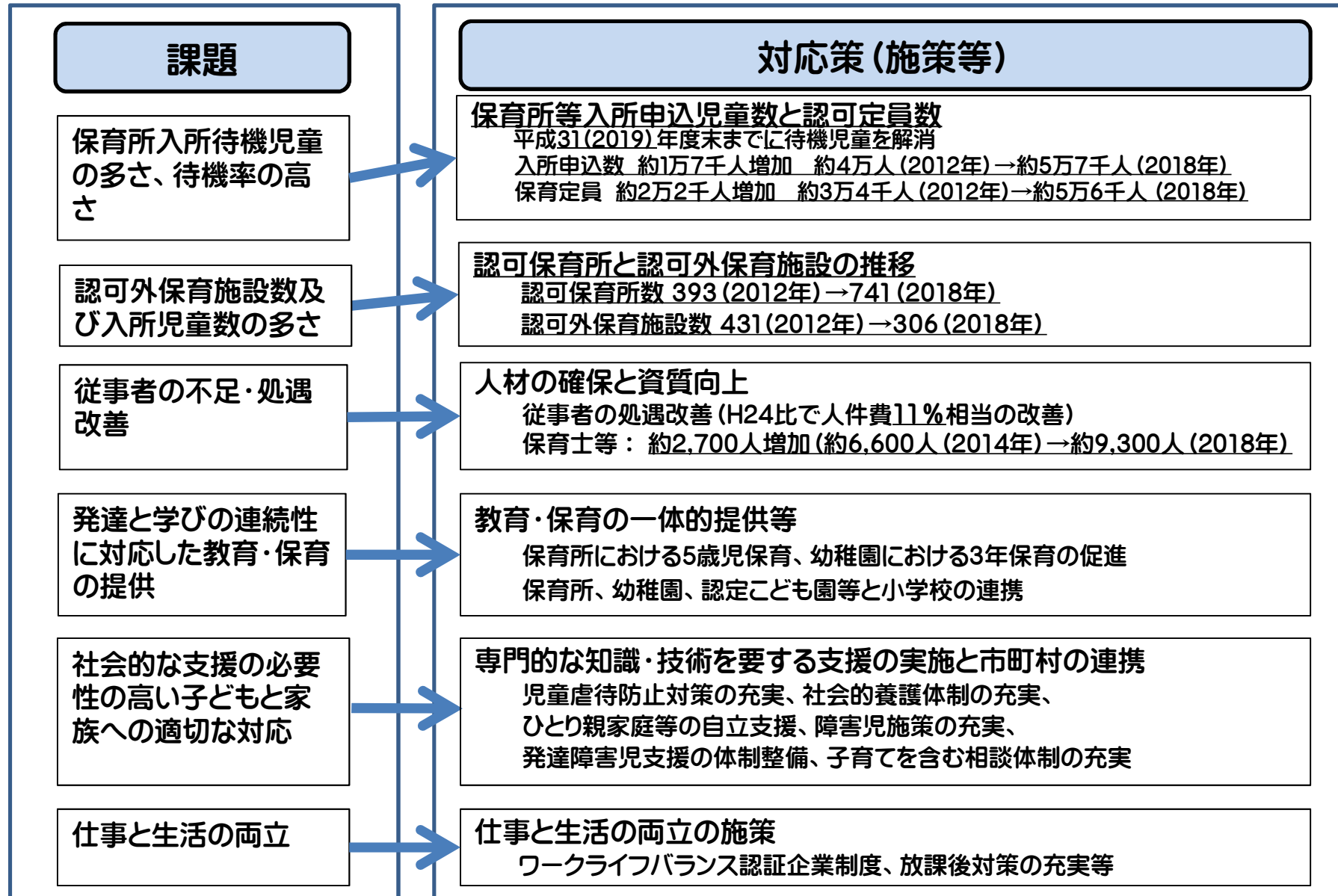
○ 根拠法

子ども・子育て支援法 等

○ 策定経緯

沖縄県子ども・子育て会議において、平成25～26年度の計7回の審議を経て計画を策定。(幼児教育に関する点は、教育庁所管の幼児教育推進委員会においても審議。) その後、平成30年2月会議の審議を経て、中間年の見直しを行った。

黄金っ子応援プラン(沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)における課題と対応策(施策)



黄金っ子応援プラン(沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)の構成

計画の目的

- 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の提供体制の確保等

計画の期間

- 平成27年4月から平成32年3月まで(5年間)

現状と課題

- 全国一高い保育所入所待機率
- 児童虐待相談件数の増加
- ひとり親家庭の出現率の高さ
- 発達障害の正しい知識と理解
- 低い男性の育児参加 等

基本的な視点

- 子どもの最善の利益の尊重
- 未来を担う子どもの健やかな成長と子育ての支援
- 市町村との協働による教育・保育の提供体制の確保
- 乳幼児期の教育・保育を担う人材の確保と資質の向上
- 社会的な支援の必要性の高い子どもと家族への適切な支援
- 県民協働による子ども・子育て支援体制の構築

子ども・子育て支援施策の展開

量の見込みと確保方策

- (1)教育・保育の量の見込み
- (2)教育・保育の提供体制の確保方策
- (3)県の認可・認定に係る需給調整
- (4)広域的な見地から行う調整

人材の確保と資質向上

- (1)国の施策等を活用した従事者の確保と資質向上
- (2)研修等の実施体制の整備
- (3)教育・保育従事者への就業の促進

専門的な知識・技術を要する支援の実施と市町村との連携

- (1)児童虐待防止対策の充実
 - 発生予防の取組
 - 市町村等との役割分担と連携 等
- (2)社会的養護体制の充実
 - 家庭的養護の推進
 - 自立支援の充実 等
- (3)ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (4)障害児施策の充実
- (5)発達障害児支援の体制整備
 - 早期発見・早期支援体制の充実
 - ライフステージに応じた各種支援 等
- (6)子育てを含む相談体制の充実

教育・保育の一体的提供等

- (1)乳幼児期の教育・保育の質の向上
 - 質の高い乳幼児期の教育・保育の推進
 - 子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供
 - 教育・保育における評価の推進 等
- (2)連携体制の構築
 - 教育・保育施設と地域型保育事業者
 - 保育所、幼稚園等と小学校
- (3)多様な子育て支援の充実
 - 地域子ども・子育て支援事業
 - 幼稚園型一時預かり事業の充実

仕事と生活の両立の施策

- (1)仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- (2)仕事と子育ての両立のための基盤整備
 - ファミリーサポートセンターの機能充実
 - 放課後対策の充実(放課後子ども総合プラン)

計画の実施方法等

- (1)計画の進捗管理等
 - 数値目標等による評価
 - 子ども・子育て会議からの意見聴取 等
- (2)役割分担の明確化と協働体制の構築